

大阪狭山市道路占用料（平成30年4月から）

占用物件の種類		単位	占用料の額（年額）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,200円
	第2種電柱		3,400円
	第3種電柱		4,500円
	電柱に係る支柱		3,400円
	電柱に係る支線柱		1,600円
	電柱に係る支線		660円
	第1種電話柱		1,900円
	第2種電話柱		3,100円
	第3種電話柱		4,300円
	電話柱に係る支柱		1,800円
	電話柱に係る支線柱		1,400円
	電話柱に係る支線		660円
	その他の柱類		200円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	19円
	地下に設ける電線その他の線類		12円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,900円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
	変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所	1個につき1年	3,900円
	郵便差出箱又は信書便差出箱		1,600円

	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 9 0 0 円
法第 3 2 条第 1 項 第 2 号に 掲げる物 件	外径が 0. 0 7 メートル 未満のもの	長さ 1 メートル につき 1 年	8 2 円
	外径が 0. 0 7 メートル 以上 0. 1 メートル未満 のもの		1 2 0 円
	外径が 0. 1 メートル以 上 0. 1 5 メートル未満 のもの		1 8 0 円
	外径が 0. 1 5 メートル 以上 0. 2 メートル未満 のもの		2 3 0 円
	外径が 0. 2 メートル以 上 0. 3 メートル未満の もの		3 5 0 円
	外径が 0. 3 メートル以 上 0. 4 メートル未満の もの		4 7 0 円
	外径が 0. 4 メートル以 上 0. 7 メートル未満の もの		8 2 0 円
	外径が 0. 7 メートル以 上 1 メートル未満のも の		1, 2 0 0 円
	外径が 1 メートル以上 のもの		2, 3 0 0 円

	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 200 円
法第 3 2 条第 1 項 第 5 号に 掲げる施 設	地下街、地下室、通路、 浄化槽その他これらに 類する施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3, 900 円

《備考》

- 1 期間の計算については、年を単位とし、1 年に満たない期間は、月割計算（1 月に満たない期間は、1 月とする。）によるものとする。
- 2 長さ又は占用面積の計算については、0. 01 メートル又は 0. 01 平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 1 件の占用料の額が 100 円に満たないものは 100 円とし、100 円以上のものについて 10 円に満たない端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。
- 4 「第 1 種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第 2 種電柱」とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、「第 3 種電柱」とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 5 「第 1 種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第 2 種電話柱」とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、「第 3 種電話柱」とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 6 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。